

高田（上越市）における雁木撤去の県令に対する建築史学者関野貞の意見

A STUDY ON AN ARCHITECTURAL HISTORIAN, SEKINO TADASHI'S OPINIONS TO THE PREFECTURE ORDINANCE "REMOVAL OF GANGI" IN TAKADA (JOETSU CITY)

菅原邦生 —— * 1

キーワード：
雁木、撤去、提言、関野貞

Keywords:
Gangi, Removal, Proposal, Sekino Tadashi

Kunio SUGAHARA —— * 1

This is a study on an architectural historian, Sekino Tadashi's opinions to a prefectural ordinance "removal of Gangi" and it is following two aspects.

1. Removal of Gangi was difficult because Takada was heavy snowy district and therefore Sekino Tadashi proposed unification of the form of Gangi, installation of fire protection facilities and city arrangement.
2. However, Sekino Tadashi's proposal about form of Gangi wasn't sufficiently carried out.

1. はじめに

明治期において全国的に都市の不燃化が叫ばれ、屋上制限令、すなわち建物の屋根を不燃材料で葺くべしとする指示が全国的に発布された¹⁾、新潟県では明治34年(1901)7月に県令第59号の屋上制限規則により屋根の不燃化が指示された。明治41年(1908)3月の新潟大火後、雁木については延焼の原因とされ、同年同月、雁木撤去の県令が制定された。また同年4月2日には県令第59号を改正し、3年6か月以内に屋根上を不燃材料に改葺きするように指示された²⁾。

本稿では、高田(上越市)を事例に、明治41年(1908)の大火後制定された雁木撤去の県令に対し、高田出身の建築史学者、関野貞の見解と提言を報告する。

2. 研究の方法

本稿では、まず雁木撤去の県令が出る以前における、高田の雁木通りの様子を残された古写真から観察し(3.)、明治41年(1908)の雁木撤去の県令を取り上げた上で(4.)、課題となっていた防火対策としての雁木通りの是非について、高田出身の建築史学者、関野貞の意見と提言について伺い知ることのできる、①明治42年(1909)4月22日付『高田新聞』や②大正3年(1914)『高田市史 別冊付録』などを手掛かりに報告する(5.)。さらに大正期の古写真などを手掛かりに、提言が活かされたかどうか、その後の町並み(屋根葺材)の実態を報告する(6.)。また昭和14年(1939)の記録から、関野の提言の先進性を指摘する(7.)。

3. 古写真にみる雁木撤去の県令以前の雁木通りの町並み

明治42年(1908)の雁木撤去の県令以前の様子を、明治35年(1902)頃の本町通り(現本町2丁目付近)の古写真³⁾にみると、写真左側には丸山呉服店などが確認でき、雁木屋根は木羽葺きで軒先に軒ランプを確認できる。明治期を撮影した古写真は少なく、一事例に過ぎな



図1 本町通り (1902頃)

いが、多くの残された写真が特定の商家を撮影しているのに対し、この写真は、町並み景観を知りうる、貴重な写真である(図1)。写真に写る他の町家の雁木屋根も鮮明ではないが、多くは木羽葺きなどに見える。丸山呉服店の雁木の屋根葺材については、明治22年(1889)『北越商工便覧』の検討では瓦葺きとなっており⁴⁾、この通りとすると明治22年(1889)の瓦葺きであった屋根葺材が明治35年頃迄には木羽葺きに改められたことになるが、高価な瓦葺きから木羽葺きへの変更は考えにくく、従前より木羽葺きであった可能性が高い。

4. 明治41年(1908)の雁木撤去の県令について

前述の通り屋上制限令が布告される中、明治41年(1908)に新潟市には2度の大火(3月・9月)が発生した。大火において両側の雁木下を焰が流れ、家財の搬出も困難であったことから、県警察部長依田銈次郎は、雁木撤去を唱えた⁵⁾。

「新潟県令第十六號」によれば⁶⁾、

家屋其他ノ建造物ハ雁木ヲ設クルコトヲ得ス、但現在雁木ノ設アルモノハ本令施行ノ日ヨリニケ年以内ニ之ヲ撤去スヘシ

¹⁾ 新潟青陵大学短期大学部人間総合学科 准教授・博士(工学)
(〒951-8121 新潟市中央区水道町1丁目5939番地)

¹⁾ Assoc. Prof., Niigata Seiryō Univ. Junior College, Dr. Eng.

本令施行ノ地域ハ告示ヲ以テ指定ス

明治四十一年三月十三日

新潟県知事 伯爵 清棲 家数

とある。3月の大火の直後、新築家に雁木は設けてはならず、既存の雁木も施行日より2年以内に取り払うよう県令が制定された。本県令の施行地域は同日の新潟県告示第百十七号によれば、新潟市のみとされた。一方同条令は明治42年(1909)に公布され、新潟県の中・南部の市街地において反対運動や請願運動が起きたことから⁷⁾、全県に対して公布されたものと考えられる。しかし県令の指定地域はその後増えず新潟市においてのみ適用されるにとどまった。そのため高田の雁木は残されたが、翌43年(1910)2月に横町から五分一(現在の栄町)に移転した遊郭には雁木がつけられず⁸⁾、これは大正4年(1915)の古写真にも確認できる⁹⁾。

5. 雁木撤去や防火に対する関野貞の意見と提言

5.1. 『高田新聞』にみる関野貞の意見

こうした状況の中、高田出身で建築史学の賢人として知られる関野貞博士は、雁木撤去の県令に対し、「市街膨張と防火設備」と題し明治42年(1909)4月22日(水)付『高田新聞』¹⁰⁾に、自身の談話を寄せている。

雁木の撤去は困難 雁木は越後地方の市街に於ける特産物なるが、當高田は降雪の非常に多量なる自然の結果として雁木の構造も他に見る能はざる完全なる発達をなし建築学上一種の妙味を感ずるものなり。而かも雁木の存在は市街の体裁上及び町民の衛生上より見て決して喜ぶべきことに非るが故に、出来得べくんば之を撤廃すると可なりとするも、冬季三ヶ月餘の間、丈餘の積雪に閉じ込めらるゝ當町に於て急に之を撤去することは、實際に於て殆んど不可能の事業と云ふべく、之が為めに多大の不便と苦痛とを感ずるのみならず、除雪その他のために費やす無用の労力を思へば、寧ろ暫く雁木の存在を許し、先ず防火設備、市區整理の重大問題を研究するを急務なりとせむ

とある。関野は「雁木の存在は市街の体裁上及び町民の衛生上より見て決して喜ぶべきことに非るが故に」とする一方、雁木は雪国とっては是非必要で、雁木の撤廃は困難との認識を示すとともに、防火設備や市區整理など、都市の不燃化を説いている。この点については以下の通り、具体的な記述が見られる。

有力なる防火的設備 北陸東北一帯の海岸地方は、気候の関係上概して火災多けれど、近来に於て我が新潟県下の如き、大火の頻繁なるはなかるべし、我が高田町に於ても、以前には度々火災の厄難を罹しものにて、近年市街が衰微し来りたる結果、大火を見るとなかりしも、是れ寧ろ一種の天祐と称すべく、南北に延長すると此の如く、家屋の櫛比すると此の如く、而かも南風の強風なる此の如く、當町に於て、大火の免る能はざるは誰も認むる處にして、師団が新たに設置せられ、家屋の数も増加し、一般の人氣が活況を呈しつつある今日に於て町民の第一に警むべきは即ち火災にして、町当局者の如きも須らく、先ず防火方法の考究に腐心せざるべからざるを見る、若し今日に於て漫然家屋の建築を許し、不秩序なる市街の膨張と看過するに於ては、将来必ず臍を噛むの悔あるべし、富山高岡の市街に於て、その要所の家屋が概ね土蔵造りなるは、外觀の頗る不体

裁なるに拘らず、防火の方法として最も安全なるべく、高田町に於ても大い奨励すべき建築法なりと云うべし。その他防火区域を定めて特殊の設備を爲さしめ、或は防火線路を開設し、防火障壁を建立せしむるが如き、共に頗る必要なる方法なりとすべく、或る場合に於ては、強制的にも之を實行せしめざるべからず。

とあり、関野は防火方法の研究の重要性を訴えている。とくに注目されるのは、富山県高岡市の土蔵造りの例をとりあげ、高田も同様の工夫をするべきとしている点にある。富山県高岡市の店蔵造りの町並みは行政により計画的に実施され¹¹⁾、この点については、例えば山形県山形市では明治期の大火後、土蔵が焼け残ったことを理由に、店蔵造りが普及する中で、道路に面した雁木下まで塗り込められてしまった例があり¹²⁾、雁木通りの存続を考えた場合の提言として、結果的に適当であったか判断が難しい面もある。さらに防火区域の指定や防火線路、防火障壁など、いわゆる都市の不燃化について様々な提言がされるものの、その後の高田において具体的には実施されてはいない。さらに同記事によれば、

組織的計画を立てよ 市街の防火的設備を完全ならしめんには、須らく先ず組織的計画を立てざるべからず、新潟直江津の如き彼の大大の災厄を被りたるに拘わらず、其後ただ漫然と家屋の再建を許し、少しも永遠なる防火的方法を講ぜざるが如きは、誠に奇怪千萬にしてかくては再び大火の襲来を予防する能はざるや勿論なり、當高田の如き将来果して完全なる都市的發展を遂げんと浴せば、須らく今に於て建築専門の学者に委嘱して、防火その他の諸般に設備に関し充分なる組織的研究をなさしめ、将来に対する根本的な大方針を樹立するを得ず、従来我国に於ては建築条令を施行したる都市あらず、ただ東京市に於て、市区改正の施行と共に、建築条例を実施するの必要を感ずり、目下建築学会に委託して之が制定を急ぎつつあるのみなり、我が県下の如く、火災の頻々たる都会に於ては、多少の費用を厭はず、是等の専門的学会若しくは学者に嘱託して、速やかに市区整然の根本的計画を定めんとを希望す云々。

とあり、市街地の防火対策について組織的な研究や計画の重要性を指摘し、専門的見地から建築条例を含む、市街地計画の必要性を強く訴えている。

すなわち関野は豪雪対策として雁木を残す代わりに、市街地における防火対策の必要性を強く訴えたと言える。

5.2. 『高田市史 別冊付録』にみる関野貞博士の提言

関野は雁木の形態について統一的なものとするように提言しており、大正3年(1914)『高田市史 別冊付録』¹³⁾に所載された、高田市の発展策の中に、関野の具体的な提言を見ることができる。

雁木は多年の経験より設けられたるものなれば之を撤廃すべからず、今之れを撤し去らんには實際昨年(1913)の如き大雪には殆ど市の交通を杜絶し終るに至るべし。故に雁木撤廃するには賛成せず、されども現状にてはあまりに不體裁なり、改良に関し左の意見を有す

一、雁木は市の負擔とすべし

二、市は全市の雁木を一様の高さに、一様の構造に漸次改造し、一様に石を敷くか、若は他の方法により平坦にすべし、即



図2 丸山呉服店 (1915)

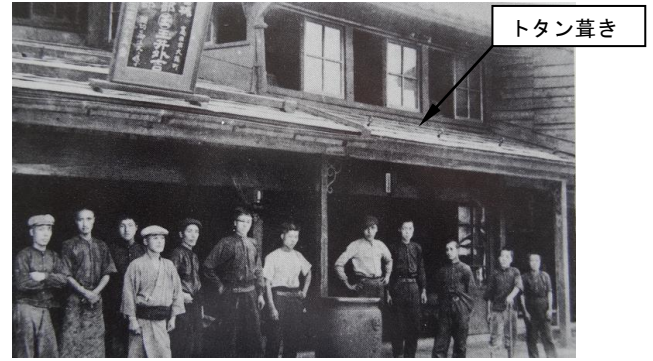


図6 玉井鉄工所 (1915)

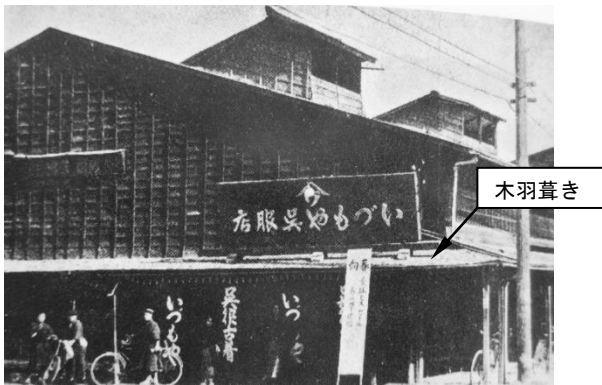


図3 いずもや呉服店 (1915)



図4 盛益合資会社(1915)



図5 大島軍隊用雑貨店(1915)

整理統一すべし、余の希望する處は家屋の高さを増し、従て雁木の高さを加ふるにありさすれば體裁と云ひ、採光・通気の上より甚だ可なり、又載石屋根は不体裁にして火災の時よろしからず瓦葺きに改むべし

三、雁木の幅を一樣に六尺以上七尺とすべしとあり、まず雁木の建設負担は市とするよう要望している。次に雁木の現状について高さを高くし、床材を石に揃えるか他の方法により床の高低をなくし、特に家屋の軒高を高くすることで雁木の高さを高くして、採光や通風を確保することとし、屋根葺材を瓦葺とし、幅を「六尺以上七尺」に統一するように提言している。建築学者らしく、極めて具体的である。

6. 古写真にみる提言後の雁木の屋根葺材

ここでは古写真から判読が可能な、提言後の雁木の屋根葺材についてみてゆく。尚、雁木下の様子(敷石など)についても併せて確認したいが、光の反射が強く或は暗く判然としない。

まず丸山呉服店(現本町2丁目)の大正4年(1915)の古写真¹⁴⁾をみると、雁木屋根は瓦葺きである(図2)。同年のいずもや呉服店(図3 現本町7丁目)の古写真¹⁵⁾をみると、出雲町から高田駅前に開店した当時でも、主屋や雁木の屋根は木羽葺きで、屋根の不燃化は徹底されていない。

また同年のトモエヤ洋品店(現本町7丁目)の古写真をみると¹⁶⁾ 雁木屋根は瓦葺きで、同年の樋口商店(現本町2丁目)の古写真¹⁷⁾をみると雁木屋根はトタン葺きである。また同年の盛益合資会社(図4 現本町5丁目)の古写真¹⁸⁾をみると、雁木屋根は瓦葺で「カプトビール」の大型看板が載っている。また同年の中野時計店の古写真¹⁹⁾をみると、雁木屋根は瓦葺きである。さらに同年の多田屋菓子店(現本町6丁目)の古写真²⁰⁾をみると、主屋・雁木屋根ともに瓦葺きであるなど、本町通りは瓦葺きが多い。

また同年の大島軍隊用雑貨店²¹⁾(図5 現南本町3丁目)の古写真をみると、主屋・雁木屋根とも瓦葺きである。また同年の玉井鉄工所(図6 現仲町6丁目)の古写真²²⁾をみると、雁木屋根はトタン葺きである。明治から大正期の生活が伺える場末の稲田から鴨島に向かう辺りを撮影した古写真²³⁾(図7)をみると雁木屋根は石置板葺きで、今和次郎『日本の民家』(1922)²⁴⁾の挿絵でも、町東端の鍋屋町では主屋・雁木屋根ともに石置板葺きで、屋根の不燃化は市街地においていまだ十分に徹底されていない。

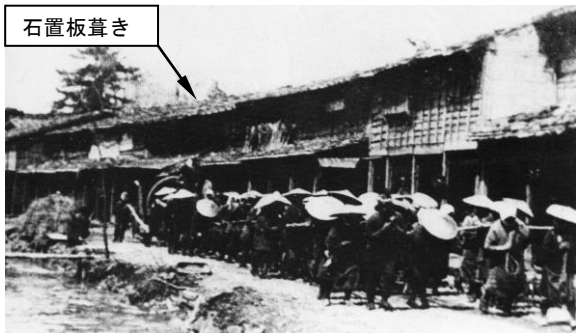


図7 稲田から鴨島に向かう辺りの町並み

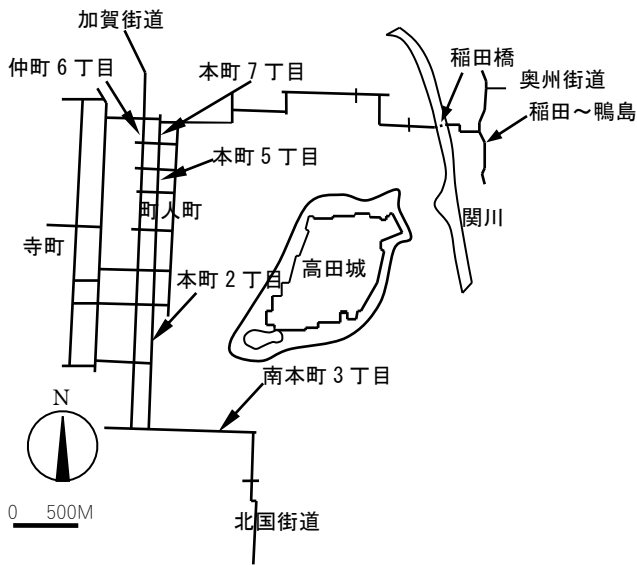


図8 高田市街図

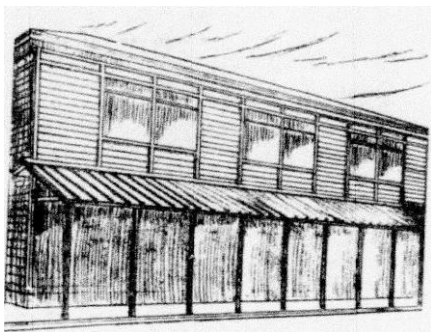


図9 雁木の規格化の一例

以上、関野貞の提言後、町の中心部では主屋・雁木屋根は瓦葺きが多く確認できるものの、場末では石置板葺きであり、町中心部と場末では屋根葺材に差があった(掲載写真の位置関係は図8参照)。これは前述の通り、明治41年(1908)3月の県令によって3年以内に屋根を不燃材料に改葺するように指示されたものの徹底されず、また関野の「瓦葺きに改むべし」との提言も十分に生かされなかった結果と言える。

7. 関野貞の提言の先進性

後年の記録となるが、戦時下の土木・建設工事などの概況をまとめた新潟県監理課長西義雄監修の昭和14年(1939)『新潟県土木季鑑』²⁵⁾によれば、当時の雁木について以下のようにある。

雁木のある市街地風景は、北越都市に特有なものであって表日本人には恐らく、其の名前さえ知らぬ人が多いであろう。簡単に言えば檐庇の延長されたものであって、その下は私設の歩道となっている。雪国都市の冬季の交通は全く此の狭い雁木の下を歩行するだけであって、車道は丈餘の雪に蔽われているのである。此の雁木は雪国都市の人が考案して長い間かかって全地方に普及したものであろうと思われる。ある町に区画整理が施行せられて、此の舊慣の雁木が取払われたことがある。夏の間は各戸の庇から古めかしい雁木が取り除けたので明るい街頭風景が物珍らしげに喜ばれたのであったが、さて冬が来て見るとどうであろう。全く町中は交通ができなくなって仕舞ったのである。屋上からの除雪は遠慮なく街路を埋めてしまって家と家との間は猫の歩く隙間さえ無くなってしまった。其の町の人達が茫然としてしまったのも無理はない。此の雁木に似た庇のある街頭風景は必ずしも北越都市だけではないということである。台湾あたりでは、強い日光を遮るために同じように長い庇があると云うことも聞いている。その様に、雁木は冬季の交通に役立つばかりでなく、夏は日光の直射を妨げられる、し、随て商店などでは、商品の棚ざらして損傷することも尠いらしい。

とある。防火の観点からの雁木撤去の論調は既に見られず、台湾における同様の庇(停止脚と呼ばれる)を引き合いに出し、防暑にも役立つことを指摘している。さらに、

雁木の規格化ということが、特に北越都市の都市計画上考えられなければならないと思うのである。雁木の高さ、雁木敷の幅員、木造家屋、洋風家屋等の一般的規格、それ等が規定されたならば、市街地は整然として整うのであろうし、特に北越都市の市街地風景が異色あるものとして他地方の人達にも印象づけられるであろう。何も東京の場末ばかりを学ぶ必要は無いではなかるうか。

とあり、雁木の規格化の必要性を訴えており、いまだ統一されていなかったことが分かる。「規格化」は雁木の高さや幅を規定するなどとの文言から、関野の「統一すべし」とほぼ同様の内容であり、関野の提言の先進性が認められる。また同史料には雁木の規格化の例が図示(図9)されている。

8. おわりに

明治41年(1908)に制定された雁木撤去の県令は、翌42年(1909)には全县に施行されたものの、その指定地域は新潟市に留まった。

高田出身の建築史家関野貞は、高田の雁木の撤廃は、豪雪のため事実上困難であり、雁木の高さや幅、屋根葺材などを統一的に整備することを提言した。雁木は残されたものの、雁木の形態に関する関野の提言はその後、十分に活かされなかった。関野の提言は雁木撤去に向けた当時の行政の方向性と異なり、豪雪の現実を受け入れた上で雁木を残し、市街地の防火対策を徹底させる現実的なものと言える。またその骨子の一つである、雁木による統一的な町並みの創出は、その後、同様の指摘がされている点からも関野の提言の先進

性が認められる。雁木撤去の県令が出されたにも関わらず、新潟県内には数多くの雁木通りが残った。今後は雁木撤去の是非について、当時の地元住民の動向を中心に検討する予定である。

参考文献

- 1) Funakoshi T and Yoshizawa K : The Transformation and Background of the Roof Regulation in Local Areas : A Study on Local Ordinances in Architectural Regulations, No.12, AIJ Kinki Chapter research meeting, pp.333-336, 1999 (in Japanese)
船越輝由・吉澤謙治:各地の屋上制限規則の変遷とその背景について 建築規制に関する地方令規の研究 その12, 日本建築学会近畿支部研究報告集, pp. 333-336, 1999

注

- 注1)参考文献1)
注2)新潟縣高田市教育會編:高田市史, 新潟縣高田市教育會, pp. 525-529, 1914
注3)上越郷土研究会編著:44)ふるさとの思い出 写真集 明治・大正・昭和 高田・直江津, 国書刊行会, pp. 6-7, 1979
注4)東京大学大学院工学研究科建築学専攻建築史研究室:歴史的建造物の保存と活用に関する調査報告書 ~歴史的な建物と景観を活かしたまちづくりへ向けて~ 第2部 上越市の歴史的建造物に関する調査報告, 上越市創造行政研究所, pp. 105-189, 2006
注5)高田市史編集委員会編:高田市史 第一巻, 高田市役所, pp. 283-284, 1958
注6)新潟県立公文書館蔵(マイクロフィルム)。
注7)氏家武:日本における雁木通りの地理学的研究, 私家版, p. 61, 1976
注8)注5)前掲。
注9)新潟日報事業社出版部編:写真集 ふるさとの百年<上越>, 新潟日報事業社, p. 12, 1982
注10)上越市立高田図書館蔵(マイクロフィルム)。郷土史家村山和夫氏より資料のご教示を受けた。
注11)小沢朝江他5名:南関東・東海・中部地方における土蔵造町家の普及実態とその背景, 住宅総合研究財団研究論文集 No. 33, pp. 159-170, 2007
注12)後藤嘉一編著:25)ふるさとの思い出 写真集 明治大正昭和 山形, 国書刊行会, pp. 44-49, 1979
注13)注2)前掲の付録資料。
注14)~22)新潟日報事業社出版部編:写真集 ふるさとの百年<上越>, pp. 94-111, 1982
注23)注3)前掲, p. 12
注24)今和次郎:日本の民家(1922), 岩波文庫, 1989(底本は相模書房の1970年増訂第三刷 初出は1954)
注25)西芳雄他監修,新潟新聞社編:新潟県土木季鑑 昭和14年版, pp. 12-13, 1939(国立国会図書館 近代デジタルライブラリー参照)

[2020年5月5日原稿受理 2020年7月27日採用決定]